

## 議案第43号

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の変更について

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款（平成27年7月28日制定）を次のとおり変更することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の一部を改正する定款  
公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「6年」を「4年」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、再任された場合の任期は、2年とする。

第14条第3項中「6年」を「2年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この定款は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この定款の施行の際現に理事である者の任期については、改正後の公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款第14条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第43号参考資料

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>(役員任期)</p> <p>第14条 理事長の任期は<u>4年</u>とし、再任することができる。<u>ただし、再任された場合の任期は、2年とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 理事の任期は<u>2年</u>とし、再任することができる。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(役員任期)</p> <p>第14条 理事長の任期は<u>6年</u>とし、再任することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 理事の任期は<u>6年</u>とし、再任することができる。</p> <p>4～6 (略)</p>